（周知文書例）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 高知市公共調達条例による特定契約に関するお知らせ**（特定工事請負契約）**

|  |  |
| --- | --- |
| 契約件名 |  |
| 履行場所 |  |
| 履行期間 | 令和○年○月○日　～　令和○年○月○日　 |

　本工事は高知市公共調達条例に規定する特定工事請負契約に該当する工事であり，高知市が定める基準額以上の労働報酬を適用対象労働者に支払うことが定められています。◆　適用対象労働者の範囲

|  |  |
| --- | --- |
| 適用対象労働者 | ・　正社員，日雇い労働者，パート・アルバイト等の雇用形態を問わず本工事に係る業務に従事する方・　請負契約により本工事に係る業務に従事される方（一人親方） |

 次に掲げる者は，対象労働者から除かれます。　 ア　同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人イ　労働者でない者（ボランティア，会社役員等）ウ　最低賃金法第７条の規定により最低賃金の減額の特定を受ける者。ただし，使用者が都道府県労働局長の許可を受けている者に限る。エ　海外において従事する者（海外の工場において製作に従事する者等）オ　特定契約に従事した時間が30分に満たない者カ　特定工事請負契約における現場代理人，技術者（監理技術者，主任技術者）◆　労働報酬下限額

|  |  |
| --- | --- |
| 労働報酬下限額 | 　　別表のとおり |

　　　本工事に従事する労働者等は，高知市が定める１時間当たりの賃金（労働報酬下限額）から算出する基準額以上の労働報酬を受け取ることができます。◆　　適用対象労働者（退職者を含む。）は，基準額以上の労働報酬を受け取っていない場合は，その旨を受注者，受注関係者又は発注者（市長等）に文書で申出することができます。　　　ただし，申出をした場合であっても，労働報酬の支払状況等を確認するための賃金台帳の保存年限が，労働基準法で「賃金台帳を最後に記載した日から起算して３年間」と定められており，また，同法で賃金の請求権の時効が２年間と定められていますので，申出時期によっては，具体的な調査や確認ができない，又は不足額の請求権が時効によって消滅している場合もありますので，労働報酬の把握・管理について注意してください。　　　なお，この申出をしたことを理由として，解雇，請負契約の解除その他の不利益な取扱いを受けることはありません。

|  |  |
| --- | --- |
| 申　　出　　先 | 申出書提出先・連絡先（担当者） |
| 受注者 | ㈱○○ | 高知市○○町○丁目○番○号　℡　088-\*\*\*\*-\*\*\*\* （担当者：○○○○） |
| 発注者 | 高知市総務部契約課 | 高知市本町５丁目１番45号（本庁舎３階）　℡　088-823-9416　　　 |

 |
| 高知市公共調達条例による特定契約に関するお知らせ**(特定業務委託契約)**

|  |  |
| --- | --- |
| 契約件名 |  |
| 履行場所 |  |
| 履行期間 | 令和○年○月○日　～　令和○年○月○日　 |

　本業務は高知市公共調達条例に規定する特定業務委託契約に該当する業務であり，高知市が定める基準額以上の労働報酬を適用対象労働者に支払うことが定められています。◆　適用対象労働者の範囲

|  |  |
| --- | --- |
| 適用対象労働者 | ・　正社員，日雇い労働者，パート・アルバイト等の雇用形態を問わず本契約業務に係る業務に従事する方 |

 次に掲げる者は，対象労働者から除かれます。　 ア　同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人イ　労働者でない者（ボランティア，会社役員等）ウ　最低賃金法第７条の規定により最低賃金の減額の特定を受ける者。ただし，使用者が都道府県労働局長の許可を受けている者に限る。エ　海外において従事する者（海外の工場において製作に従事する者等）オ　特定契約に従事した時間が30分に満たない者　 カ　指定管理業務に関し，指定管理者が委託する定期業務（注）以外の業務に係る作業に従事する者（注）定期業務：指定管理業務に関する業務で，毎週１時間以上の作業を継続して行う業務◆　労働報酬下限額

|  |  |
| --- | --- |
| 労働報酬下限額 | 　1,022円 |

　　　本業務に係る作業に従事する労働者等は，高知市が定める１時間当たりの賃金（労働報酬下限額）から算出する基準額以上の労働報酬を受け取ることができます。◆　　適用対象労働者（退職者を含む。）は，基準額以上の労働報酬を受け取っていない場合は，その旨を受注者又は発注者（市長等）に文書で申出することができます。　　　ただし，申出をした場合であっても，労働報酬の支払状況等を確認するための賃金台帳の保存年限が，労働基準法で「賃金台帳を最後に記載した日から起算して３年間」と定められており，また，同法で賃金の請求権の時効が２年間と定められていますので，申出時期によっては，具体的な調査や確認ができない，又は不足額の請求権が時効によって消滅している場合もありますので，労働報酬の把握・管理について注意してください。　　　なお，この申出をしたことを理由として，解雇，請負契約の解除その他の不利益な取扱いを受けることはありません。

|  |  |
| --- | --- |
| 申　　出　　先 | 申出書提出先・連絡先（担当者） |
| 受注者 | ㈱○○ | 高知市○○町○丁目○番○号　℡　088-\*\*\*\*-\*\*\*\* （担当者：○○○○） |
| 発注者 | 高知市○○部○○課 | 高知市○○町○丁目○番○号℡　088-\*\*\*\*-\*\*\*\*  |

 |
|  |

誓約書（様式第１号）

（表）

　　年　　月　　日

高知市公共調達条例に係る誓約書

高知市長　様

所　 在　 地

商号又は名称

代表者の職・氏名　　　　　　　　　　　　　㊞

|  |  |
| --- | --- |
| １　受注契約の名称又は内容 |  |
| ２　発注者の商号又は名称 |  |
| ３　条例の対象となる契約又は協定の名称 |  |

　私は，上記１欄に記載する契約を上記２欄に記載する発注者と締結するに当たり，当該契約に係る工事又は業務が，上記３欄に記載する高知市公共調達条例（平成24年条例第４号。以下「条例」という。）第７条第１項第１号に規定する特定工事請負契約又は同項第２号に規定する特定業務委託契約（以下「特定契約」という。）に該当する契約に係る工事又は業務の一部であることを承知の上，下記の事項を遵守することを誓約します。

記

１　条例第７条第１項に規定する対象労働者（以下「対象労働者」という。）に支払う同項に規定する労働報酬の額は，条例第８条第５号に規定する基準額を下回らないこと。

２　次に掲げる事項を，特定契約に係る作業が行われる事業場に掲示し，又は対象労働者に書面を交付することにより周知すること。

　⑴　対象労働者の範囲

　⑵　条例第７条第１項に規定する労働報酬下限額

　⑶　条例第９条の申出の申出先

　⑷　条例第９条の申出をしたことにより不利益な取扱いを受けないこと。

（裏）

３　条例第８条第１号に規定する台帳を作成し，対象労働者の同意を得て，事業場その他適当な場所に備え置くとともに，作成した台帳の写しを発注者が指定する期日までに発注者に提出すること。なお，受注契約の内容について，他の者にその一部を請け負わせる場合又は他の者から労働者の派遣を受ける場合には，その者から提出された台帳の写しも併せて提出すること。

４　条例第９条の申出をした対象労働者に対して，申出をしたことを理由として，解雇，請負契約の解除その他不利益な取扱いをしないこと。

５　条例第10条第２項の規定による報告若しくは資料の提出の求め又は市の職員による事業場への立入りによる調査に応ずること。

６　本誓約書の誓約事項に違反していると市長が認め，当該違反事項について，市長から是正措置を求められた場合には，速やかにその措置を講ずること。また，講じた措置の内容を市長が指定する日までに市長に報告すること。

７　条例第10条第２項の規定による報告若しくは資料の提出をせず，若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の資料の提出をし，市の職員による立入調査に応じず，又は上記６の是正措置を講じなかったことを理由として，発注者が受注契約の解除の申出をしたときは，これに応ずること。

８　受注契約の内容について，他の者にその一部を請け負わせる場合又は他の者から労働者の派遣を受ける場合には，本誓約書と同様の内容の誓約書を市長に提出させること。

申出書（例）

　　令和　　年　　月　　日

（受注者等）

（高知市長）　　　　　　　　　　　　　様

（申出人）住　所

電　話　（　　　）

氏　名

申　出　書

　　　私は，下記の工事（業務）に従事している労働者であるが，高知市公共調達条例の規定に基づく基準額以上の労働報酬額を受け取っていないので，その旨を申し出ます。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 契約件名 |  |
| 履行場所 |  |
| 履行期間 |  |

以上